

令和8年度 第68－役企1号
閉域モバイル通信環境賃貸借業務（長期継続契約）
仕様書

令和8年9月
日野町

1. 目的

本契約の目的は、庁舎外から LGWAN 業務を行うため、安全に庁内ネットワークに接続できる環境の構築を行い、閉域 SIM カード、モバイルルーター、閉域回線、それらを接続するゲートウェイ、カスタマーエッジルーター（以下、CE ルーターと言う）の提供および保守を行うことである。

2. 提供先

閉域 SIM カード、モバイルルーター、CE ルーターの提供先は本町庁舎（滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目 1 番地）とする。

3. 閉域モバイル回線の概要

庁舎外から LGWAN 業務を行うため、庁舎外から本町が構築しているネットワークに安全に接続できる環境を構築するもの。下記 5 つの構成要素で提供するものとする。

- (ア) 閉域 SIM カード
- (イ) モバイルルーター
- (ウ) 閉域回線
- (エ) ゲートウェイ
- (オ) CE ルーター

4. 契約期間およびサービス提供開始期限等

(ア) 契約期間

契約締結の日から令和 13 年（2031 年）11 月 30 日まで

(イ) サービス準備期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）11 月 30 日まで

(ウ) サービス提供開始期限

令和 8 年（2026 年）11 月 30 日

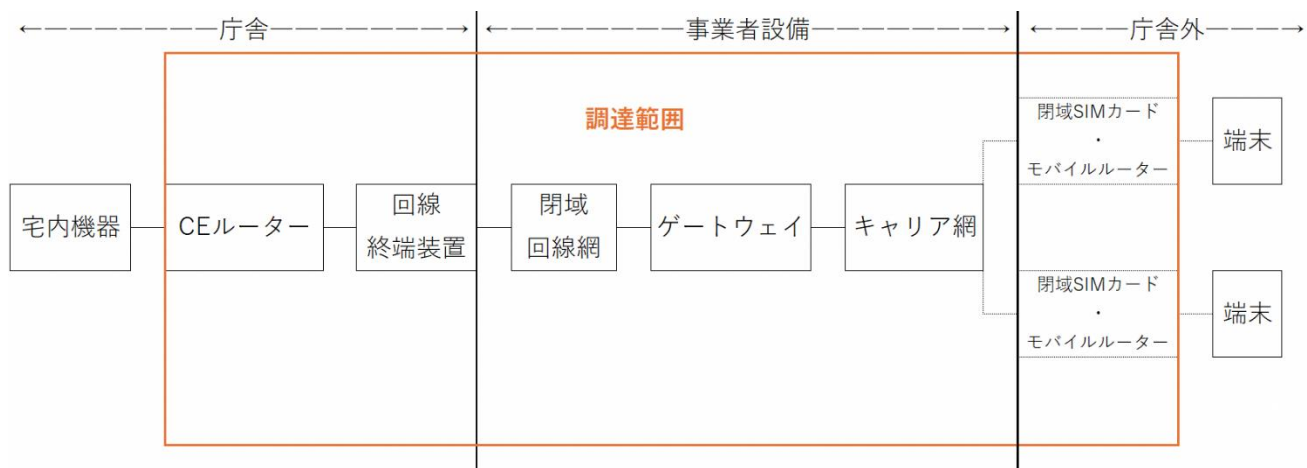
(エ) 賃貸借期間

令和 8 年（2026 年）12 月 1 日から令和 13 年（2031 年）11 月 30 日まで（60 か月）

※ただし、この契約は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額または削除があった場合には、この契約を解除することとする。

5. 調達範囲

調達範囲は下記構成図の通りであること。なお、閉域 SIM カードのモバイルルーターへの挿入（キッティング）、CE ルーターと宅内機器の LAN 接続については、本町にて実施する。



6. 閉域モバイル回線の仕様

(ア) 閉域 SIM カードの要件

- ① インターネットを経由しない閉域網サービスとして提供すること。
- ② 閉域 SIM カードの枚数は 50 枚とし、au 回線、docomo 回線または SoftBank 回線のいずれか 1 回線以上を利用できること。また MNO、MVNO いずれの提案も可とする。
- ③ 増設に対応が可能であること。
- ④ 4G LTE 相当の通信を提供できること。
- ⑤ 1 回線ごとに利用可能なデータ容量は月間 3GB 以上であること。
- ⑥ キャリアに関わらず、未使用のデータ容量を翌月まで繰り越しでき、繰り越したデータ容量を 50 回線でシェアできること。
- ⑦ 月間のデータ通信容量を超過した場合は、全回線において速度制限下での通信が可能であること。
- ⑧ 閉域 SIM カードはマルチ SIM（標準 SIM・micro SIM・nano SIM の 3 種類のサイズに切り離して使用できる SIM カード）として提供可能であること。
- ⑨ 1 回線ごとに利用停止の設定ができること。
- ⑩ 閉域 SIM カードに対し固定のプライベート IP アドレスを受注者が設定できること。

(イ) モバイルルーターの要件

- ① 提供する機器は 35 台とする。
- ② 増設に対応が可能であること。
- ③ au 回線、docomo 回線または SoftBank 回線のいずれかを利用できること。
- ④ 3,000mAh 以上のバッテリーを搭載し、最大 20 時間の連続通信が可能であること。

(ウ) 既存端末 Wi-Fi ルーターでの利用

- ① 本件調達の閉域 SIM カード 50 枚に対しモバイルルーター 35 台の差分 15 枚の閉域 SIM カードは、現行利用中のモバイル Wi-Fi ルーターに挿入して利用するものであり、そ

それぞれの機器との接続の互換性を保証すること。ただし、何らかの原因で既存端末 Wi-Fi ルーターと SIM カードの接続ができない場合、発注者と協力して問題の切り分け、事象解決に協力すること。

- ② 対象の Wi-Fi ルーターは FUJISOFT FS030W および FUJISOFT FS040W である。

(エ) 閉域回線の要件

- ① 専用線や広域イーサネット等、インターネットを経由しない閉域の固定回線を本町庁舎に敷設すること。(インターネット VPN は不可とする。)
- ② ベストエフォート型 200Mbps 以上の回線を 1 回線提供すること。

(オ) ゲートウェイの要件

- ① 閉域 SIM 網（キャリア網）と閉域回線網を接続するゲートウェイを事業者の局舎設備内に構築すること。

(カ) CE ルーターの要件

- ① 10/100/1000BASE-T ポートを 5 ポート以上有すること。
- ② IEEE802.1Q 準拠のタグ VLAN を設定可能であること。
- ③ IP ルーティングの最大経路数が 4,000 以上保有できること。
- ④ スタティックルートが 1,000 以上設定できること。
- ⑤ OSPFv2、BGP4 によるダイナミックルーティングが設定可能であること。
- ⑥ ポリシーベースルーティングが設定可能であること。
- ⑦ NAT テーブルの最大テーブル数が 200,000 以上であること。
- ⑧ ラックマウントに取り付けること。

7. 閉域モバイル回線の保守要件

(ア) 閉域 SIM カードの保守要件

- ① 法人専用の問い合わせ窓口を用意し、平日 9-17 時(土日祝・12/29-1/3・5/1 を除く)電話にて故障受付が可能であること。
- ② 故障した場合、受注者は有償にて再発行が可能であること。

(イ) モバイルルーターの保守要件

- ① 問い合わせ窓口を用意し、平日 9-17 時(祝日・年末年始を除く)電話にて故障受付が可能であること。
- ② 故障・障害が発生した場合、受注者は有償にて代替品の提供を実施すること。
ただし、無償修理規定に則した状況での故障の場合、契約開始日から 1 年以内は無償にて修理対応を実施すること。

(ウ)閉域回線の保守要件

- ① 受注者の都合等により回線の停止を行う際は事前に停止日時をメールにて報告すること。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- ② 法人専用の問い合わせ窓口を用意し、24 時間 365 日電話にて故障受付が可能であること。
- ③ 24 時間 365 日の修理・復旧が可能であること。

(エ)CE ルーターの保守要件

- ① 法人専用の問い合わせ窓口を用意し、24 時間 365 日電話にて故障受付が可能であること。
- ② 24 時間 365 日オンサイト保守が可能であること。
- ③ 24 時間 365 日の死活監視が可能であること。

8. 機密保持

- ① 受注により知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし、これを第三者に漏らしたり、他の目的に使用しないこと。
- ② 受注により知り得た情報については、契約期間中はもとより、契約終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- ③ 正当な理由があつてやむを得ず第三者に開示する場合、事前に本町の許可を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。

9. サプライチェーン・リスク対策について

(1) 機器等の調達にかかる選定基準

受注事業者は、本調達において、原則として以下の政府の評価・登録制度に登録等がなされていることが確認できる機器等を提供すること。

- ・調達する製品が、セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）のラベル（★1 以上）を取得していること。また、取得の内容を証明する資料を提出すること。
- ・提供するクラウドサービスが、ISMAP クラウドサービスリストまたは ISMAP-LIU クラウドサービスリストに掲載されていること。また、掲載の内容を証明する資料を提出すること。
- ・提供するソフトウェアが、デジタルマーケットプレイスカタログサイトに登録されていること。また、登録の内容を証明する資料を提出すること。

(2) 機器等の提供について

本調達において、受注事業者は、機器等の提供に当たり、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（総務省）に準拠して、サプライチェーン・リスク対策を含むサイバーセキュリティ対策を講じること。

（３）役務の提供について

本調達において、受注事業者は、役務の提供に当たり、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（総務省）に準拠して、サプライチェーン・リスク対策を含むサイバーセキュリティ対策を講じること。

（４）機器等リストの提出

候補となる機器等については予め本町に機器等リストを提出し、本町がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭できないと判断した場合には、代替品選定やリスク軽減策等、本町と迅速かつ密接に連携し提案の見直しを図ること。

（５）資料等の提出期限および提出方法

（１）および（４）にかかる資料・機器等リストの提出期限

令和８年９月１５日正午まで

提出方法

「13. 連絡先」へ電子メールにより提出すること。

件名は「令和８年度 第68－役企１号にかかる資料等の提出」とすること。

提出後、着信確認を行うこと。

（６）確認書の提出および承諾書の交付

①確認書の提出

入札参加希望事業者は、本町に対し、公示の日以後において、仕様書に定めるサプライチェーン・リスク対策を含めたセキュリティ対策の実施について、必要な確認を可能な限り行い、別紙１のとおり確認書を提出すること。

②承諾書の交付

本町は、入札参加希望事業者から提出された確認書について、落札候補者となった者の確認書に限り確認を行うものとし、当該確認書に不備等がない場合は、当該事業者に対し別紙２のとおり承諾書を交付するものとする。

ただし、確認の結果、落札候補者の確認書が適切でないと認めるときは、当該事業者を無効とし、次順位の者の確認書を確認するものとする。以降同様とする。

10. 提出書類

（１）設定作業関係

①作業工程表

（２）図書類

①物品一覧表

②物品写真

③各種マニュアル等

④ネットワーク構成図

(3) その他当町が協議のうえ必要な書類を適宜提出すること

11. 全般事項について

- ① 受注者は、本契約完了後、日程等について、担当者と打ち合わせに入ること。
- ② 導入にあたっては、本町の業務に支障をきたさないよう調整のうえ決定するものとする。
- ③ 納入担当者は、電話、電子メールの各手段によって、事務的、技術的な打ち合わせ等の連絡および報告が可能であること。
- ④ 搬入および養生するために当然必要になる作業、消耗品等については受注者の負担で用意すること。
- ⑤ 導入に際して出た梱包材、ゴミ等は受注者にて持ち帰り適切に処分すること。

12. 質疑について

質疑のある場合は、令和8年9月15日（火）正午までに、下記連絡先までメールで提出すること。期日までに、質疑がなかった場合は、質疑はなかったものとみなします。

質疑は、会社名、担当者名、連絡先を明記のうえ提出すること。また、質疑のあった内容および回答については、質疑者の名称等を伏せた上で、令和8年9月17日（木）までに日野町ホームページに掲載します。なお、質問書の様式については、日野町ホームページに掲載しています。

13. 連絡先

住所：〒529-1698 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地

日野町役場 企画振興課 情報政策担当 担当：奥野 博志（おくの ひろし）

電話：0748-52-6557

メール：jyouhou@town.shiga-hino.lg.jp